

非該当証明書

2/6/2026

タレスDISジャパン株式会社
東京都港区赤坂2-17-7
赤坂溜池タワー8階
03-6744-0222


該非判定を行った結果、以下の貨物は輸出貿易管理令別表第1の1項から15項までのいずれにも該当しないことを証明します。

なお、輸出貿易管理令別表題第1の16項には該当します。

※令和8年2月14日施行政省令等対応

名称	Sentinel HL Net50 HASP Mode		
メーカー	THALES DIS ISRAEL LTD.		
型番	942-001371-001		

輸出令項番	貨物等省令条項	項番を判定に用いた理由	判定結果
第1項	武器		対象外
第2項	原子力		対象外
第3項	化学兵器		対象外
第3の2項	生物兵器		対象外
第4項	ミサイル		対象外
第5項	先端材料		対象外
第6項	材料加工		対象外
第7項	エレクトロニクス	第6条第十一号 メモリ機能を有するため	非該当
第8項	電子計算機	第7条 第20条 電子計算機の付属装置の一部として検討 FWを搭載するため	非該当
第9項	通信	第8条第九号 第21条第1項 暗号機能を有するため FWを搭載するため	非該当 非該当
第10項	センサー		対象外
第11項	航法装置		対象外
第12項	海洋関連		対象外
第13項	推進装置		対象外
第14項	その他		対象外
第15項	機微品目		対象外
第16項	キャッチオール規制	工業製品であるため	該当

ECCN判定 EAR99

・判定上の最終確認につきましては、輸出又は役務取引のご担当者様にて輸出国、客観要件、又は需要者等の判断のうえ該非判定願います。

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名: Sentinel HL Net50 HASP Mode
メーカー名: THALES DIS ISRAEL LTD.
型及び銘柄: 942-001371-001

©CISTEC

2026.02.14施行政省令等対応 (1 / 1)

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 7-(11) デジタル方式の記録装置	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
[省令] 第6条 輸出令別表第1の7の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 —		イ及びロに該当するものではない
十一 デジタル方式の記録装置であつて、 次のイ及びロに該当するもの	【 × 】		
イ ディスクメモリ又はソリッドステートドライブメモリへの データ連続記録速度が6.4ギガビット毎秒を超えて 維持可能なもの	【 — 】	数値 ()	
ロ 記録中の無線周波数信号データを信号処理することが できるもの	【 × 】	数値 ()	左記機能を有するものではない
作成責任者: (作成年月日: 2026年 2月6日)	判定結果	□該当	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当
会 社 名 タレスDISジャパン株式会社	該当項番 ① 輸出令別表第1の項番 [] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [] []		
所属・役職 ソフトウェアマネイゼーション事業本部			
(フリガナ) 氏 名 山下 進一			
電 話 03-6744-0222			

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

貨物名: Sentinel HL Net50 HASP Mode
メーカー名: THALES DIS ISRAEL LTD.
型及び銘柄: 942-001371-001

©CISTEC

2026.02.14施行政省令等対応 (1 / 3)

電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品 (4の項の中欄に掲げるものを除く。)であつて、 経渀産業省令で定める仕様のもの 8の項	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
〔省令〕第7条 輸出令別表第1の8の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 —		イ及びロに該当するものではない
一 電子計算機若しくはその附属装置であつて、 次のいずれかに該当するもの又はこれらの電子組立品若しくは部分品 イ 85度を超える温度 又は零下45度より低い温度で 使用することができるよう設計したもの	【 × 】		数値(零下25度～85度) 数値()
ロ 放射線による影響を防止するよう設計したものであつて、 次のいずれかに該当するもの (一) 全吸収線量がシリコン換算で5,000グレイを 超える放射線照射に耐えられるよう設計したもの (二) 吸収線量がシリコン換算で1秒間に 5,000,000グレイを超える放射線照射により 障害を発生しないよう設計したもの (三) 単事象障害によるエラー率が1日当たり 1億分の1毎ビット未満となるよう設計したもの	〔 × 〕 〔 — 〕 〔 — 〕 〔 — 〕	告示貨物	数値() 数値() 数値()
二 削除			
三 デジタル電子計算機、その附属装置 若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するよう設計した電子組立品であつて、 次のロ、ハ若しくはトのいずれかに該当するもの 又はこれらの部分品 (次のチからヌまでのいずれかに該当するもの 及びこれらの部分品を除く。)	【 × 】 《 } 》 〔 × 〕	ロ、ハ、トに該当するものではない]除外	
イ 削除 ロ デジタル電子計算機であつて、 加重最高性能が70実効テラ演算を超えるもの		電子計算機ではない 数値()	

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2026.02.14施行政省令等対応 (2 / 3)

電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品 (4の項の中欄に掲げるものを除く。) であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 8の項	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
〔省令〕第7条 輸出令別表第1の8の項 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 —		
三 デジタル電子計算機、その附属装置 若しくはデジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であつて、 次のロ、ハ若しくはトのいずれかに該当するもの 又はこれらの部分品 (次のチからヌまでのいずれかに該当するもの 及びこれらの部分品を除く。) ハ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した電子組立品であつて、 計算要素を集合させることにより、 加重最高性能が70実効テラ演算を超えるもの (最大性能が70実効テラ演算を超えないデジタル電子計算機 又はそのファミリーの計算機用に特別に設計されたものを除く。)	〔 × 〕 〔 〕 〔 × 〕	左記設計の電子組立品ではない 数値 () 数値 ()	
二 削除			
ホ 削除			
ヘ 削除			
ト デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために 複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した、 デジタル電子計算機の附属装置であつて、 転送されるデータの転送速度が 2.0ギガバイト毎秒を超えるもの	〔 × 〕		複数の電子計算機間でデータを転送する機能 は搭載されていない
チ 他の装置に内蔵されたものであつて、 当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、 当該装置の主要な要素でないもの	〔 〕	除外	数値 () 他の装置名 ()
リ 他の装置に内蔵されたものであつて、 当該装置を稼働するために必要不可欠であるもののうち、 その機能が当該装置の信号処理又は画像強調に限定されているもの	〔 〕		数値 ()
ヌ 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで 又は(5)から(5の5)までに掲げる貨物に内蔵されたものであつて、 当該装置を稼働するために必要不可欠であるもの	〔 〕		輸出令別表第1の9の項 ()
四 電子計算機であつて、 次のいずれかに該当するもの 又はその附属装置、電子組立品若しくは部分品	〔 × 〕		電子計算機等ではない
イ シストリックアレイコンピュータ ロ ニューラルコンピュータ ハ 光コンピュータ	〔 — 〕 〔 — 〕 〔 — 〕		
五 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品であつて、 侵入プログラムの作成、 指揮統制又は配信を行うように特に設計又は改造されたもの	〔 × 〕		左記設計・改造ではない

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2026.02.14施行政省令等対応 (3 / 3)

作成責任者：（作成年月日：2026年2月6日）

会 社 名

タレスDISジャパン株式会社

· 所属・役職

ソフトウェアマネタイゼーション事業本部

フリカナ

20

② 货物生

- ② 貨物等省令の条項号等の番号等

*告示貨物三貨物等省令第7条第一号口

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2026.02.14施行政省令等対応 (1 / 1)

技術内容: フームウェア

8- (1) 輸出貿易管理令別表第1の8の項の中欄に掲げる 貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの (4の項の中欄に掲げるものを除く。)	判定欄	注釈	記入欄
[省令] 第20条 [第1項] 外為令別表の8の項(1)の経済産業省令で定める技術は、 次のいずれかに該当するもの (セキュリティの脆弱性の開示又はサイバー攻撃の対応に係る 技術(プログラムを除く。)を除く。)とする。	該当 ○ 非該当 × 対象外 -	〔 × 〕]除外	(省令第7条第 号) プログラムである
一 第7条第一号から第五号まで又は第七号のいずれかに該当 するものの設計、製造又は使用に必要な技術 (プログラムを除く。)	〔 × 〕		(省令第7条第 号) 設計・製造用のものではない
二 第7条第一号から第五号まで又は第七号のいずれかに 該当するものを設計し、若しくは製造するために設計した プログラム又はそのプログラムの設計、製造若しくは使用に 必要な技術(プログラムを除く。)	〔 × 〕		(省令第7条第 号) プログラムである
三 第7条第六号口若しくはハに該当するものの設計 又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)	〔 × 〕		(省令第7条第 号) 設計・製造用のものではない
四 第7条第六号口若しくはハに該当するもの を設計し、若しくは製造するために設計した プログラム又はそのプログラムの設計、製造 若しくは使用に必要な技術(プログラムを除く。)	〔 × 〕		(省令第7条第 号) 設計・製造用のものではない
		判定結果	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当

作成責任者: (作成年月日: 2026年 2月6日)

会社名	タレスD I S ジャパン株式会社
所属・役職	ソフトウェアマネタイゼーション事業本部
(フリガナ) 氏名	山下 進一
電話	03-6744-0222

該当項番
① 外為令別表の項番[]
② 貨物等省令の条項号等の番号等
[]
[]



外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2026.02.14施行政省令等対応 (1 / 1)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">技術内容：ファームウェア</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td></tr> </table>				技術内容：ファームウェア		
技術内容：ファームウェア						
<p>8-(2) 電子計算機若しくはその附属装置又はこれらの部分品の設計、製造又は使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの ((1) 及び4の項の中欄に掲げるものを除く。)</p> <p>[省令] 第20条 [第2項] 外為令別表の8の項(2)の経済産業省令で定める技術は、 次のいずれかに該当するもの(第三号から第七号までに該当する技術 (プログラムを除く。)であつて、セキュリティの脆弱性の開示 又はサイバー攻撃の対応に係るものを除く。)とする。</p> <p>一 加重最高性能が24実効テラ演算超70実効テラ演算以下の デジタル電子計算機の設計又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。)</p> <p>二 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した 電子組立品であつて、計算要素を集合させることにより、 加重最高性能が24実効テラ演算超70実効テラ演算以下 になるものに該当するものの設計 又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。)</p> <p>三 加重最高性能が24実効テラ演算超70実効テラ演算以下の デジタル電子計算機を設計し、 若しくは製造するために設計したプログラム 又はそのプログラムの設計若しくは 製造に必要な技術 (プログラムを除く。)</p> <p>四 前号のプログラムの使用に必要な技術 (プログラムを除く。)</p> <p>五 デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した 電子組立品であつて、計算要素を集合させることにより、 加重最高性能が24実効テラ演算超70実効テラ演算 以下になるものを設計し、 若しくは製造するために設計したプログラム 又はそのプログラムの設計、 製造若しくは使用に必要な技術 (プログラムを除く。)</p> <p>六 侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信 を行うように設計若しくは改造されたプログラム (プログラムの更新又は改良を行うために特に設計したもの であつて、これを受け取るシステムの所有者又は管理者の 許可を得た場合にのみ動作するもののうち、 更新又は改良されるプログラムを本号に該当するプログラム 又は侵入プログラムに変更しないように設計したものを除く。) 又はそのプログラムの設計、製造若しくは 使用に必要な技術 (プログラムを除く。)</p> <p>七 侵入プログラムの設計に必要な技術 (プログラムを除く。)</p>	<p>判定欄</p> <p>該 当 ○ 非該当 × 対象外 —</p> <p>〔 〕</p> <p>【 × 】</p>	<p>注 釈</p> <p>〔 〕除外</p> <p>数値 () プログラムである</p> <p>プログラムである</p> <p>数値 ()</p> <p>数値 () 設計、製造用のものではない</p> <p>プログラムである</p> <p>設計、製造用のものではない</p> <p>数値 ()</p> <p>侵入プログラムの作成、指揮統制又は配信を行 うものではない</p> <p>〔 〕除外</p>	<p>記 入 欄</p>			
<p>作成責任者：(作成年月日：2026年 2月6日)</p> <p>会 社 名 <u>タレスD I S ジャパン株式会社</u></p> <p>所属・役職 <u>ソフトウェアマネタイゼーション事業本部</u></p> <p>(フリガナ) 氏 名 <u>山下 進一</u></p> <p>電 話 <u>03-6744-0222</u></p>	<p>判定結果</p> <p>□該当 <input checked="" type="checkbox"/>非該当</p> <p>該当番号</p> <p>① 外為令別表の項番 [] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [] []</p>					

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2026.02.14 旧行政省令等対応 (1 / 6)

貨物名: Sentinel HL Net50 HASP Mode
メーカー名: THALES DIS ISRAEL LTD.
型及び銘柄: 942-001371-001

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 9-(7) 暗号装置又はその部分品	判定欄	注釈	記入欄
〔省令〕第8条 輸出令別表第1の9の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該当 ○ 非該当 × 対象外 -		
九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの (第3条第十九号ハ(二)2、 本号ヘ、第十一号又は第10条第五号イに該当するものを除く。)	〔 × 〕 〔 〕	】除外	
イ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが 56ビットを超えるもの 又は非対称アルゴリズム (アルゴリズムの安全性が 次の(一)から(六)までのいずれかに 該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。)を 用いたものであつて、データの機密性確保のための 暗号機能を有するように設計し、又は改造したものうち、 次の(七)から(十)までのいずれかに該当するもの (十一)から(十八)までに該当するものを除く。)	〔 × 〕	注※	数値 ()
(一) 512ビットを超える整数の素因数分解	〔 - 〕		数値 ()
(二) 有限体上の乗法群における512ビットを超える離散対数の計算	〔 - 〕		数値 ()
(三) (二)に規定するもの以外の群における112ビットを超える 離散対数の計算	〔 - 〕		数値 ()
(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル問題	〔 - 〕		
(五) 超特異精円曲線間の同種写像の探索	〔 - 〕		
(六) ランダムな符号の復号	〔 - 〕		
注※ 次の(七)から(十)までのいずれかに該当するもの	〔 - 〕		
(七) 情報システムのセキュリティ管理機能を主たる機能として 有するもの	〔 - 〕		数値 ()
(八) デジタル通信装置、有線若しくは無線回線網による 電気通信回線を構築、管理若しくは運用するための装置 又はこれらの部分品 ((七) に該当するものを除く。)	〔 - 〕	】除外	
(九) 電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しくは 処理を主たる機能として有するもの又はこれらの部分品 (七)又は(八)に該当するものを除く。)	〔 - 〕	】除外	
(十) 次の1及び2に該当するもの ((七) から (九) までに 該当するものを除く。)	〔 - 〕 〔 - 〕	】除外 】除外	
1 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物の主たる機能 以外の機能を支援するために用いられているもの	〔 - 〕		
2 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物に組み込まれたもの (この号から第十二号までのいずれかに該当するものに 限る。) 又は第21条第1項第七号、第七号の二、 第八号の二、第八号の三、 第九号、第九号の二若しくは第十七号のいずれかに 該当するプログラム (公開されているものを除く。) によって実現されているもの	〔 - 〕	】除外	(省令第21条 第1項 号)

注※①対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが56ビットを超えるもの、又は②非対称アルゴリズム (アルゴリズムの安全性が次の(一)から(六)までのいずれかに該当する困難性に基づくもの) を用いたものであつて、次の(七)から(十)までのいずれかに該当する場合、貨物等省令第8条第九号イに該当。

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2026.02.14施行行政省令等対応 (2 / 6)

判 定 横	注 釈	記 入 横
次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 9 - (7) 暗号装置又はその部分品		
〔省令〕第8条 輸出令別表第1の9の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	
九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、 次のいからかまでいのいずれかに該当するもの（第3条第十九号ハ（二）2、 本号ヘ、第十一号又は第10条第五号イに該当するものを除く。） イ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが 56ビットを超えるもの 又は非対称アルゴリズム（アルゴリズムの安全性が 次の（一）から（六）までのいずれかに 該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。）を 用いたものであつて、データの機密性確保のための 暗号機能を有するように設計し、又は改造したもののうち、 次の（七）から（十）までのいずれかに該当するもの （（十一）から（十八）までに該当するものを除く。） （十一） 暗号機能を有するスマートカード若しくはそのリーダライタ であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品 1 スマートカードであつて、次のいずれかに該当するもの 一 データ機密性確保のための暗号機能が、本号イに該当しない装置 又はシステム（本号ヘのみに該当するものを除く。）に限定して 使用されるスマートカードであつて、かつ、他の用途のために プログラムの書き換えができるもの 二 個人情報（生存する個人に関する情報であつて、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により 特定個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより 特定の個人を識別することができるものとなるもの (認証及び金銭債権に係るものその他これらに類する ものを含む。)を含む。）をい。 （十一）において同じ。） 又は団体情報（法人その他の団体の情報であつて、 認証及び金銭債権に係るものその他これらに類する ものを含む。）をい。 （十一）において同じ。）に係る情報が記録され、 又は記録されるように設計したものであつて、 次のいからかまでに該当するもの イ 暗号機能を専ら当該スマートカードに記録された 個人情報 又は団体情報の保護のためにのみ使用するもの ロ 専ら公共施設若しくは商業施設において使用し、 又は当該スマートカードに記録された個人情報 又は団体情報に係る情報の認証のために 使用するもの ハ 当該スマートカードを使用する者が当該スマートカード の有するデータの機密性確保のための暗号機能 を変更することができないもの	（一） （一） （一） （一） （一） （一） （一） （一） （一）	数値 ()
2 リーダライタ (電気通信回線を通じて読み取り、又は記録するものを含む。)		

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC
2026.02.14施行政省令等対応 (3 / 6)

判 定 欄	注 釈	記 入 檻
次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 9-(7) 暗号装置又はその部分品		
〔省令〕第8条 輸出令別表第1の9の項 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。 九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの (第3条第十九号ハ(二)2、 本号ヘ、第一号又は第10号第五号イに該当するものを除く。) イ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが 56ビットを超えるもの 又は非対称アルゴリズム (アルゴリズムの安全性が 次の(一)から(六)までのいずれかに 該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。) を 用いたものであつて、データの機密性確保のための 暗号機能を有するように設計し、又は改造したもののうち、 次の(七)から(十)までのいずれかに該当するもの (十一)から(十八)までに該当するものを除く。) 〔十二〕 民生用に設計した携帯用電話機端末 (携帯回線網用の電話その他の 無線回線網用の電話をいう。 (十四)において同じ。) 若しくは移動用電話機端末 (専ら自動車その他の移動体において 使用するように設計したもの)をいう。 (十四)において同じ。) であって、次の1及び2に該当するもの (衛星電話を除く。) 又はこれらの部分品 1 他の電話機端末その他の装置 (無線アクセスネット ワーク装置を除く。)に暗号化されたデータを 直接送信することができないもの 2 無線ネットワーク制御装置、基地局制御装置その他の 無線アクセスネットワーク装置を経由して暗号化された データを伝達することができないもの	該 当 ○ 非該当 × 対象外 —	
〔十三〕 コードレス電話機端末間での暗号化機能を有しない コードレス電話装置であつて、コードレス電話機端末と 家庭内基地局の間に無線中継器がない場合の一無線区間での 電波到達最大実効距離が400メートル未満のもの 又はその部分品	(—)] 除外
〔十四〕 民生用に設計した携帯用電話機端末若しくは移動用電話機端末 又は同等の無線機端末であつて、 特定の民生産業用途に用いるために設計を変更したもののうち、 次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品 1 設計を変更する前の端末が、本号ヘに該当するもの 2 設計を変更する前の端末のデータの機密性確保のための暗号機能が、 設計の変更による影響を受けないものであつて、 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの	(—) (—) (—)	数値 ()

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC
2026.02.14施行行政省令等対応 (4 / 6)

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 9 - (7) 暗号装置又はその部分品	判 定 標	注 釈	記 入 標
〔省令〕第8条 輸出令別表第1の9の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -		
九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、 次のイからホまでのいずれかに該当するもの (第3条第十九号ハ (二) 2、 本号ハ、第十一号又は第10条第五号イに該当するものを除く。) イ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが 56ビットを超えるもの 又は非対称アルゴリズム (アルゴリズムの安全性が 次の(一)から(六)までのいずれかに 該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。)を 用いたものであつて、データの機密性確保のための 暗号機能を有するように設計し、又は改造したものうち、 次の(七)から(十)までのいずれかに該当するものを除く。 (一)から(十)までに該当するものを除く。)			
(十五) 民生用に設計した移動体通信用の無線アクセス ネットワーク装置であつて、暗号機能が使用者によって 変更できます。使用に際して供給者又は販売店の技術支援が 不要であるように設計したものうち、無線周波数の出力が 0.1ワット (20デイビューム) 以下で、かつ、 同時に接続できるデバイスが32台以下のもの又はその部分品	(一)		数値 () 数値 ()
(十六) ルーター、スイッチ、ゲートウェイ若しくはリレーであつて、 データの機密性確保のための暗号機能が装置の操作、 管理若しくは保守に関するものに限定されており、 かつ、公開された若しくは商業用の暗号標準のみを用いたもの 又はこれらの部分品	(一)		
(十七) 汎用目的の計算機能を有する装置若しくはサーバーであつて、 データの機密性確保のための暗号機能が 次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品 1 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもの 2 次のいずれかに該当するもの イ へに該当する中央演算処理装置において実現されて いるもの 二 オペレーティングシステム (第21条第1項第七号、第七号の二、 第八号の二、第八号の三、第九号、第九号の二又は第十七号のいずれかに 該当するものを除く。)において実現されているもの 三 装置の操作、管理又は保守に限定されているもの	(一)		数値 () 数値 ()
(十八) ネットワークに接続する民生産業用途のために 設計したものであつて、次の1及び2に該当するもの 又はこれらの部分品 1 次のいずれかに該当するもの イ ネットワークに接続可能な端末であつて、 次のいずれかに該当するもの イ データの機密性確保のための暗号機能が、 任意でないデータの秘匿又は操作、管理若しくは 保守に限定されているもの ロ ネットワークに接続する特定の民生産業用途 に限定されているもの 二 ネットワーク装置であつて、次のイ及びロに該当するもの イ に該当する端末と通信するために設計したもの ロ データの機密性確保のための暗号機能が、 -に該当する端末のネットワークに接続する民生 産業用途の支援に限定されているもの、又は 当該ネットワーク装置若しくは本号イ(十八)に 該当する他の貨物の操作、管理若しくは保守に 限定されているもの 2 データの機密性確保のための暗号機能が、公開された 又は商業用の暗号標準のみを用いたものであつて、 当該貨物の有する暗号機能が当該貨物を使用する者によって 変更できないもの	(一)		〔省令第21条第1項号〕 除外

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC
2026.02.14施行政省令等対応 (5 / 6)

次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 9-(7) 暗号装置又はその部分品	判定欄	注釈	記入欄
〔省令〕第8条 輸出令別表第1の9の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。	該当 ○ 非該当 × 対象外 —		
九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、 次のいからホまでにいづれかに該当するもの (第3条第十九号ハ(二)2、 本号ヘ、第十一号又は第10条第五号イに該当するものを除く。) ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、 ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものであつて、 次のいづれかに該当するもの 〔一〕ある貨物 (本号から第十二号までに該当しないものに限る。) を本号イに該当するもの (本号ヘに該当しないものに限る。) に変換し、又はあるプログラム (第21条第1項第七号、 第七号の二、第八号の二、第八号の三、 第九号、第九号の二又は第十七号に該当しないものに限る。) を 第21条第1項第九号 (第8条第九号イ又はハからホまでに係る ものに限る。) に該当するものに変換するように設計し、 若しくは改造したもの 〔二〕本号から第十二号までにいづれかに該当するもの 又は第21条第1項第七号、第七号の二、第八号の二、 第八号の三、第九号若しくは第九号の二に該当する プログラムに本号イに該当する貨物の 有する機能と同等の機能を追加することができるよう に設計し、若しくは改造したもの	[×]		暗号機能は認証目的に限られており、 (一)、(二)に該当しない
ハ 量子暗号を用いるように設計し、又は改造したもの	[×]		
ニ 次のいづれかに該当するウルトラワイドバンド変調技術 のためのチャンネル符号、スクランブル符号又はネットワーク認識符号 の生成に暗号処理技術を用いるように設計し、又は改造したもの 〔一〕帯域幅が500メガヘルツを超えるもの 〔二〕瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が20パーセント以上のもの	[×]		量子暗号は用いない 左記用途に暗号機能は使用されていない
ホ スペクトル拡散のための拡散符号の生成 (周波数ホッピング のためのホッピング符号の生成を含む。) に暗号処理技術 用いるように設計し、又は改造したもの (ニに該当するものを除く。)	[×]	〔 〕除外	数値 () 数値 () 左記用途に暗号機能は使用されていない

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC
2026.02.14施行政省令等対応 (6 / 6)

作成責任者：（作成年月日：2026年 2月6日）

会 社 名 タレスD I S ジャパン株式会社

所属・役職 ソフトウェアマネタイゼーション事業本部

（フリガナ）
氏 名 山下 進一 印

電 話 03-6744-0222

判定結果	<input type="checkbox"/> 該当	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当
該当項目番号	① 輸出令別表第1の項番 [] ② 貨物等省令の条項号等の番号等 [] [] []	

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC
2026.02.14施行政省令等対応 (1 / 2)

技術内容: フームウェア		
判 定 欄	注 釈	記 入 欄
9 - (1) 輸出貿易管理令別表第1の9の項の中欄に掲げる 貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの		
〔省令〕第21条 〔第1項〕 外為令別表の9の項（1）の経済産業省令で定める技術は、 次のいずれかに該当するものとする。 一 第8条第二号イ（二）に該当するものの設計 又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）	該 当 ○ 非該当 × 対象外 —	付表技術 プログラムである
二 第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までの いずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術 (プログラム及び前号に該当するものを除く。)	【 × 】	(省令第8条第号) プログラムである
二の二 第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの (同条第十一号に該当するものを除く。) の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）	【 × 】 《 》	】除外 (省令第8条第号) プログラムである
三 第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの (同条第十一号に該当するものを除く。) の使用に必要な技術（プログラムを除く。）	【 × 】 《 》	】除外 (省令第8条第号) プログラムである
四 第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五まで のいずれかに該当するものの使用（操作に係るものを除く。） に必要な技術（プログラムを除く。）	【 × 】 《 》	】除外 (省令第8条第号) プログラムである
五 第8条第二号イ（二）に該当するものを設計し、 又は製造するために設計したプログラム	【 × 】	付表技術 設計、製造用のものではない
六 第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五まで のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、 又は改造したプログラム（前号に該当するものを除く。）	【 × 】 《 》	】除外 (省令第8条第号) 設計、製造用のものではない
七 第8条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに 該当するものを設計し、又は製造するために設計し、 又は改造したプログラム	【 × 】	本項=第1項 (省令第8条第号) 設計、製造用のものではない
七の二 第8条第十一号又は本項第九号の二に該当するもの を設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム	【 × 】	(省令第8条第号) 設計、製造用のものではない
八 第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五まで のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム	【 × 】	(省令第8条第号) 貨物は左記に該当しない
八の二 第8条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに 該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム	【 × 】	(省令第8条第号) 貨物は左記に該当しない
八の三 第8条第十一号又は本項第九号の二に該当するもの を使用するために設計し、又は改造したプログラム	【 × 】	(省令第8条第号) 貨物は左記に該当しない
九 プログラムであつて、第8条第九号イ若しくはハからホまで、 第十号又は第十一号イのいずれかに該当する貨物の有する機能と 同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの 又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの (第8条第九号イ又はハからホまでに係るものにあっては、 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、 その機能が、操作、管理又は保守に関するもの に限定されているものを除く。)	【 × 】 《 》	】除外 (省令第8条第号) 暗号機能は認証目的のためのみに使用さ れているため、左記に該当しない
九の二 プログラムであつて、第8条第十一号に該当する貨物の 有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの 又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの (侵入プログラムを除く。)	【 × 】 《 》	】除外 左記機能は搭載しない
十 削除		
十一 第5号のプログラムの設計 又は製造に必要な技術（プログラムを除く。）	【 × 】	付表技術 プログラムである

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2026.02.14施行政省令等対応 (2 / 2)

9 - (1) 輸出貿易管理令別表第1の9の項の中欄に掲げる 貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの	判 定 欄	注 釈	記 入 欄	
			該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	記 入 欄
〔省令〕第21条 〔第1項〕 外為令別表の9の項(1)の経済産業省令で定める技術は、 次のいづれかに該当するものとする。	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -			
十一の二 第五号のプログラムの使用 (操作に係るものを除く。) に必要な技術(プログラムを除く。)	【 × 】 《 》	】除外	プログラムである	
十二 第七号、第八号の二又は第九号の プログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)	【 × 】		プログラムである	
十二の二 第七号、第八号の二又は第九号の プログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)	【 × 】		プログラムである	
十三 第六号又は第八号のプログラムの設計、製造 又は使用(操作に係るものを除く。)に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】 《 》	】除外	プログラムである	
十四 削除				
十五 削除				
十六 第8条第九号口に該当する機能を有する技術(プログラムを除く。) であつて、 暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、 ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	【 × 】		プログラムである	
十七 第8条第九号口に該当する機能を有するプログラムであつて、 暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、 ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	【 × 】		暗号機能は認証目的のためのみに使用さ れているため、左記に該当しない	
		判定結果	□該当	<input checked="" type="checkbox"/> 非該当
作成責任者：(作成年月日：2026年 2月6日)		該当項番		
会 社 名	タレスD I S ジャパン株式会社	① 外為令別表の項番 []		
所属・役職	ソフトウェアマネタイゼーション事業本部	② 貨物等省令の条項号等の番号等 [] []		
(フリガナ) 氏 名	山下 進一			
電 話	03-6744-0222			